

令和3年8月18日

保護者 様

那覇市立教育研究所
所長 宮里 寧
(公 印 省 略)

那覇市学習用タブレット端末の緊急時等における貸与について

各小中学校では GIGA スクール構想の実現のため児童生徒 1 人 1 台の学習用タブレット端末が整備されております。感染拡大防止による夏季休業延長などの緊急時においても、子ども達の学習機会を確保するため、一定の要件において学習用タブレット端末を貸与し、自宅の学習に使用することができますので通知いたします。

記

1 貸与について

- (1) 下記貸与要件のいずれかに該当した場合に貸与が可能です。
- (2) 対象是那覇市立小中学校に在籍する全ての児童生徒です。
- (3) 事前の申請をお願いいたします。添付の「那覇市学習用タブレット端末等貸与申請書」に必要事項を記入したうえで、学校に提出してください。

※ 学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。Wi-Fi 環境が家庭に整備されている児童生徒につきましては、家庭の Wi-Fi に接続していただきますようお願いいたします。

下記貸与要件のうち(1)及び(2)の状況において、Wi-Fi 環境が家庭にない児童生徒につきましては、別紙「那覇市立学習用モバイル Wi-Fi ルーターの貸与申請について」を参照いただき、申請を行ってください。

2 貸与要件

- (1) 感染症の拡大による臨時休校（夏季休業等の延長を含む）または学年・学級閉鎖の措置等で出席停止となった場合
- (2) 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合
- (3) その他学校長が認めた児童生徒

3 貸与期間

貸与期間は臨時休校又は出席停止の期間が終了するまでとなります。

4 その他

- (1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。
- (2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。
- (3) 別紙「タブレット端末を家庭で利用する際のルール」に記載の遵守事項に従い、適切な管理をお願いします。

問い合わせ先
那覇市立教育研究所
情報支援 電話：917-3441